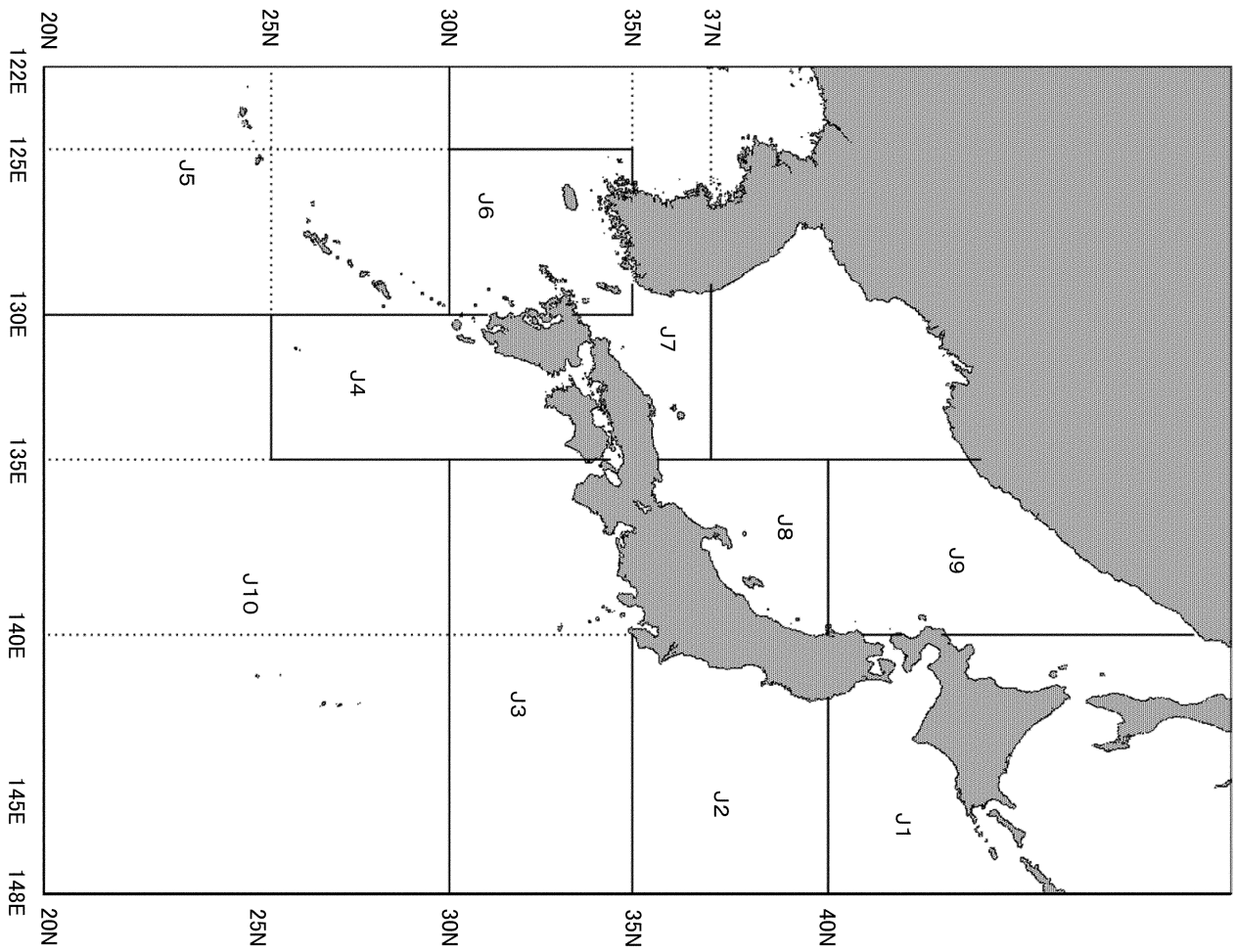
（別図）



瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十八年十一月十五日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　長野　章

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「瀬戸内海」　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する瀬戸内海

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

2　操業の禁止

平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3　操業の承認

(1)　この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十八年十一月十四日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十五号3の(1)の規定による委員会の承認を受けて（同指示3の(2)の規定により承認を受けたものとみなされる場合を含む。）沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）は、平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成二十八年十二月十五日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

(2)　平成二十八年十二月十五日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。

(3)　(1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書（以下「申請書」という。）に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4)　(1)の規定による承認の申請は、委員会事務局である瀬戸内海漁業調整事務所（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。